

一時預かり事業(幼稚園型) ◆在園児のみ対象◆

	施設名称	所在地	設置主体名(事業提供者)	子ども・子育て支援施設等の種類	確認日	認可外保育施設等との併用可否
1	若葉幼稚園	箕面市桜井2-7-1	学校法人箕面若葉学園	幼稚園	令和元年9月20日	併用不可
2	箕面桜ヶ丘幼稚園	箕面市桜ヶ丘2-8-16	小倉 常稔	幼稚園	令和元年9月20日	併用不可
3	認定こども園 牧落幼稚園	箕面市牧落2-12-41	学校法人牧落八幡学園	幼保連携型認定こども園	令和元年9月20日	併用不可
4	こども園 アサンブション国際幼稚園	箕面市如意谷1-10-11	学校法人聖母被昇天学院	幼保連携型認定こども園	令和元年9月20日	併用不可
5	認定こども園 ひじりひがし幼稚園	箕面市粟生間谷西1-7-1	学校法人ひじり学園	幼稚園型認定こども園	令和元年9月20日	併用不可
6	幼稚園型認定こども園 箕面学園附属幼稚園	箕面市箕面7-7-31	学校法人箕面学園	幼稚園型認定こども園	令和元年9月20日	併用不可
7	幼稚園型認定こども園 粟生幼稚園	箕面市粟生間谷東5-30-19	学校法人法泉寺学園	幼稚園型認定こども園	令和元年9月20日	併用不可
8	みすず学園森町こども園	箕面市森町中1-23-11	社会福祉法人みすず学園福祉会	幼保連携型認定こども園	令和元年9月20日	併用不可

※預かり保育の認可外保育施設等との併用は、一定の要件(預かり保育事業が平日8時間以上(教育時間を含む)、年間(平日・長期休業中・休日の合計)200日以上、一日の保育提供時間が8時間以上)を満たさない園に限り、併用可能です。

※認可外保育施設等との併用不可の場合、通っている幼稚園の預かり保育の利用料のみが無償化の対象となります。

※認可外保育施設等との併用可の場合、通っている幼稚園の預かり保育の利用料に加え、併用する認可外保育施設等の利用料も含めて無償化の対象となります。